松戸市教育委員会会議録

平成25年5月定例会

開会	平成25年5月16日 (木) 14時00分 閉 会 平成25年5月16日 (木) 15時20分						
署名委員	委員長 關 英昭	委 員 瀧田 泰子					
出席委員	委員長 關 英昭	○ 委 員 八田賢明 ○					
	委員長職務代理者 瀧田泰子	○ 委 員 山田達郎 ○					
氏名	委 員 松田素行	○ 教育長 伊藤 純一 ○					
出席職員	内訳別紙のとおり						
提出議案	内訳別紙のとおり						
特記事項							

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成25年5月定例教育委員会

M.	立[7]	みてど 脳夕	氏	名	N.	如细夕 及	71、 104 夕	氏	Þ
No.	部課名 及	X U` 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	11,	石	No.	部課名 及	い 戦石 	IV.	名 ——
1	生涯学習部	部長	青柳	洋一	21				
2	学校教育部	部長	遠藤	雅彦	22				
3	教育企画課	課長	渡部	俊典	23				
4	IJ	参事補	山口	明	24				
5	IJ	課長補佐	中野	幸子	25				
6	IJ	主幹	小宮	光生	26				
7	"	主査	藤中	孝一	27				
8	IJ	主任主事	橋本	欣之	28				
9	公民館	館長	鈴田	正則	29				
10	IJ	館長補佐	夏井	寿	30				
11	スポーツ課	課長	米本	恭輔	31				
12	IJ	課長補佐	齊藤	健司	32				
13	教育研究所	所長	大井	徹	33				
14	IJ	所長補佐	小澤	英明	34				
15	指導課	課長	相磯	克典	35				
16	IJ.	課長補佐	山口	昌郎	36				
17	保健体育課	課長	加藤	博之	37				
18	IJ.	課長補佐	石井	和行	38				
19	11	主事	藤井	大輔	39				
20	学務課	課長	泉晴	行	40				

平成25年5月定例教育委員会会議次第

- 1 日 時 平成25年5月16日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会5階会議室
- 3 議 題
 - 議 案
 - ① 議案第26号松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (公民館)
 - ② 議案第27号 松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課)
 - ③ 議案第28号 松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について(教育研究所)
 - ④ 議案第29号平成26年度に使用する松戸市教科書用図書の採択に関する方針について (指導課)
 - ⑤ 議案第30号松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について (保健体育課)
- 4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから、平成25年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案5件となっております。

◎議案第26号

委員長 初めに、議案第26号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

公民館長 それでは、ご説明いたします。

議案第26号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」でございます。

社会教育法第30条第1項及び松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づいて、次の方を松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

新たに公民館運営審議会委員として委嘱する方につきましては、学校教育関係者の中から 森山典子氏をご推薦します。現役職につきましては、松戸市立新松戸南小学校長でございま す。任期につきましては、現在の前任者の残任期間として、本日お認めいただければ、本日から平成26年6月2日までの期間となります。

提案の理由といたしましては、今までの学校教育関係者として委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い後任を委嘱するものでございます。

参考資料として、次ページに現在の公民館運営審議会委員名簿を添付させていただいております。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者の方たち、10名で構成されております。

よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第26号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 この先生の交代に伴う新任の先生については推薦のとおりでよろしいかなというふ うに思います。

この機会に、改めて公民館の運営に関しまして、特に私も、家庭教育学級を中心とした公 民館が担っていらっしゃる家庭教育という部分について、どのような議論がなされているの かというようなことに関心がありまして、これがいろんな意味で学校教育、あるいはその他 の社会教育との連携がうまくいってほしいと、常々思っているものですから、そういうよう な議論がされているのかどうか、あるいはこの名簿を拝見しますと、元家庭教育学級長とい う形で勝田先生が補完しているということです。そんなところから果たされている役割とい いますか、そこら辺のところを教えていただければと思ってご質問したいと思います。

公民館長 社会教育に対する家庭教育の役割というのが、今、非常に重要視されてございます。 松戸市の教育方針の中でも重点項目の一つとされてございます。

したがいまして、公民館運営審議会に対しましても、公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じて調査・審議を行う機関でございますが、平成22年度、23年度につきましても、今後の家庭教育学級と家庭教育学級支援のあり方という形で諮問させていただき、答申を頂戴してございます。また、現在、平成24年度、それから本年度、25年度におきましても、家庭教育学級と家庭教育支援のニーズについてというテーマでご審議を頂戴しているところでございます。

教育委員会の公民館の家庭教育支援事業といたしましては、委員さんご指摘のとおり、家庭教育学級というものが大きな柱になってございます。松戸市の行っている家庭教育学級に

つきましては、昭和39年度から始まり、現在は各小学校全校に家庭教育学級を開設していただいて、それぞれ保護者の方たちが学校と連携しながら、学年の枠を越えて学習そして交流していただくという場として続いているものです。

ただ、今現在の加入学級数の割合といたしましては、全対象児童数の7%ぐらいで推移してございます。ですので、それらが決して高い数字とは思われておりませんので、前回それから今回につきまして、この家庭教育学級のあり方、支援の仕方についてご協議いただいているという形でございます。

特に前回の支援についての答申の中では、一番問題であると指摘されましたのが、実際の保護者の方たちのニーズがどれぐらい把握されているのかというところが一番主眼点でございましたので、昨年度及び今年度につきましては、具体的にこの保護者の方たちのニーズを把握するためのアンケート調査を実施するということで、その設問等を今ご協議いただいているという形でございます。

いずれにしましても、この家庭教育の重要性が論議されている中で、公民館の果たす役割、 家庭教育学級の果たす役割は大きいものだと思っています。これを何とか実効性のあるもの として生かしていければと思って研究しているところでございます。

山田委員 ありがとうございました。

そのニーズの把握等というところは理解はいたします。こういうテーマについてどれぐらいのスピード感でやるべきなのかというところについては、大変深いテーマですから、余りせいてはいけないことも理解はするところですが、親にニーズ調査をして、これが必要ですと言われることをやりましょうという視点では、恐らくかなり片手落ちになりそうな気がします。それは、私が親の立場としてこの場にいさせていただきますので、親の世代の立場として言わせていただきますが、やはりどういったことを投げかけるべきかと。これは例えば行政のニーズ、あるいは学校だけのニーズを押しつけてはいけない、これはよくわかるんですけれども、どうやって本当にバランスのとれた家庭教育ができるのかということは、ぜひ、ある程度のスピード感を持って検討を進めていただきたい。

アンケート項目を詰めるということをこの半年、多分していらっしゃると思うんですけれども、アンケートの項目を詰めるということはやっぱりもう少し早くできんのかなということを感じます。いろいろ人事も動きますし委員も動きますので、実際の運営はお任せはするところでありますけれども、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

あるいは、もう一点、家庭教育は教育全体の中では非常に大きな場、位置を占めていると

ころですけれども、一つのあらわれ方としての家庭教育学級の運営というところに、形式が一つ落ちついてしまっているというところも気になるところでございまして、これがどうあるべきなのか。大変難しいとは思いますけれども、より高いレベルで松戸市ではそういう議論がされている、あるいは取り組みがなされているというふうにあってほしいと思いますし、親の世代はすべからくやっぱりそこに関心を持っているという、いいか悪いか意見はあると思いますけれども、関心を持っているという地域でありたいというふうに私は思いますから、ぜひちょっと皆さんのお力をもって、ある程度スピード感を持って進めていただきたいというふうに思います。

意見を述べさせていただきました。

松田委員 今、山田委員のご意見に私も賛成です。家庭教育は、平成18年の改正教育基本法に おける条文設定とともに非常に重要視されている教育課題だろうと思います。本委員会でも 3月頃から家庭教育について、事業だけではなくて、政策的にどう考えていくのかという議 論をしているわけですが、本腰を入れて取り組むべき課題になってきたと感じます。

質問です。森山委員については私も異論はありません。委員の中の学識経験者が5名いらっしゃいますが、この方々の専門については把握していれば教えていただきたい。

公民館長 学識経験者の委員さん方の専門でございますけれども、まず齊藤ゆか聖徳大学准教授につきましては、聖徳大学人文学部生涯教育文化学科の准教授でございます。ご専門としては、教育関係、社会教育全般でございまして、市の社会教育の行政上では非常に長い期間、パートナー的といいますか、随分お世話になっている方でございます。昨年度から公民館運営審議会委員にご就任いただいてございますけれども、それ以前からも市と市の教育委員会とは深い協力関係にある准教授でございます。

続いて、松田友義教授でございますけれども、千葉大園芸学部の大学院教授でございます。 ご専門は緑化関係であるとか環境問題の権威でございまして、マーケティングについてもご 見識は高いというふうに伺ってございます。

続きまして、和田律子流通経済大学の教授でございますが、流通経済大学法学部の教授で ございます。公民館の大学との連携講座につきましては、ここ何年も講座を受け持っていた だきまして、社会教育には大きな貢献がある方でございます。

続きまして、山口秀紀准教授でございますが、こちらは日本大学松戸歯学部の准教授でございます。お立場として、公民館のやはり大学連携講座のほうでもご協力をいただいている 先生でございます。 最後に、石田貴士助教でございますが、千葉大園芸学部の大学院助教として昨年度から委員をお願いしてございます。食品マーケティング等の統計データの処理に関しましては非常に見識の高い方でございまして、今回のアンケート調査の分析につきましても大きな力になっていただける方というふうに考えております。

以上でございます。

松田委員 ありがとうございました。それで結構です。

瀧田委員 先ほど家庭学級についての質問は山田委員からも出て、確かに大事な分野だと思いますが、職員の方が10人いらして、それから再任用の方が2人いらして、豊富な人材が公民館に関与していらっしゃいますが、家庭学級だけやっているわけではないでしょうから、どういうところに今後の公民館事業の視点をおいていますか。社会教育課とは違いますから、実際の事業としてどういうところに重点を置いてとり組んいく予定ですか。かなり積極的な事業が展開できるんじゃないかと思いまして、質問いたします。

公民館長 委員さんご指摘のとおり、ここで組織の変更もございまして、公民館につきましては社会教育課から事業の移管がございまして、それに伴って職員の異動もございました。社会教育課で今まで所管していた施設、文化ホールの管理の部分、及び社会教育関係団体等の事務が全て公民館のほうに移りました。いわゆる市民の活動に近い部分につきましては、社会教育課ではなくて公民館が一括して担当させていただくと。また、その拠点となる文化ホールの管理につきましても私どものほうで担当させていただくという形になって、守備範囲がちょっと増えてございます。また、以前からありますが新松戸の青少年会館、青少年の健全育成施設につきましても、公民館の所属の中で管理させていただいております。

ただ、もともとの公民館活動、いわゆる成人教育、青少年及び成人の組織的な教育につきましては一番大きな事業と考えておりますので、公民館の講座、講演会であるとか、そういったところの充実につきましては、今まで以上になされるべきだというふうに考えております。その中で、社会教育関係団体と、一元的に私どものほうで担当させていただきますので、より密接な関係をもって、松戸市の社会教育の推進のために努力していきたいというふうには考えてございます。

ですので、それぞれ今担当が、市民団体、社会教育関係団体さんの関係、文化ホールの関係、あとは講座の関係、また青少年の育成の関係と、ちょっと分かれた形になって幅広いために少し人数は多いように思われますけれども、やはり以前の定数から言うと大分削られた部分もありますので、限られた人員の中で頑張っていきたいというふうには考えてお

ります。

瀧田委員 そうですか。講演会とか講座とか、そういうのは毎年と同じように組んでいらっしゃるんでしょうけど、先ほど家庭学級だけで7%ぐらいの、これは参加者ですか、学級の中で参加したのが7%ぐらいということでしょうか。

公民館長 いわゆる対象となる児童数から考えたときに、学級生数、つまり保護者の方の数から言うと7%ぐらいかなという。

瀧田委員 そうですね。そうすると、かなり家庭学級に力を入れている割にはちょっと参加率 が低いというか、保護の関心が低いということなんでしょうか。

私は家庭学級の関係も大事だと思うんですが、市民一般の社会教育団体ができていますね。 一生懸命基礎を築き、それがだんだん市民活動として盛んになってきているところでしょう けれども、実際には活動会場の確保とか経済的なものも含めてたくさん困難はあると思うん ですが、相談はどこが受けていますか。

社会教育団体の維持に関して、素人の集団で、公務員ではありませんから、問題が常にあると思いますが、それに対しては常に門は開いていますか。

公民館長 今まで社会教育課で社会教育関係団体さんの窓口となっていた部分はそのまま引き 継いでございますので。

瀧田委員 社会教育課のほうに。

公民館長 公民館のほうが引き継ぎましたので、公民館のほうでご相談には応じさせていただいております。

瀧田委員 応じていらっしゃるんですね。浅間台の建物に窓口があるのですね。じゃないんですか、場所は。

公民館長 それにつきましては、今、若干混乱が皆さんにあることはお詫び申し上げたいと思います。窓口としては文化ホールを。

瀧田委員 文化ホール。

公民館長 はい。伊勢丹横の松戸ビルディング4階の文化ホールのほうに職員を配置してございますので、そちらのほうでご相談をお受けしております。手続関係含めて。

瀧田委員 そうですか。

自主的な活動というのはある程度自由にしていただくことは大事なんですけど、やっぱり ある意味教育的な部門で相談に応じてくださるところがいつも開いていると、さらに質の高 い活動ができるんじゃないかと思いますので、みんながあきらめて、もう面倒くさいことは やめるというふうにあきらめるようなことのないように、ある程度持続とそれから新しいも のの誕生ですね、それをちゃんと助けてさしあげていただきたいと本当に思います。

それから、前、社会教育課長から各団体のホームページを立ち上げることになったと伺っていましたが、それはどちらで受けているんですか、ホームページに関しては。

公民館長 その件につきましても、私どものほうで担当させていただいております。

瀧田委員 そうですか、公民館さんのほうでお受けすると。

公民館長 はい。そのシステムの管理をさせていただいております。

瀧田委員 わかりました。

多分、活動している市民の方はどこへ持っていったらいいかというのはわからないことが 多いと思いますので、折に触れ啓発していっていただきたいと思いますので、よろしくお願 いします。

委員長 この件は、山田委員の関心もあって今までいろいろと議論してきました。先ほど松田 委員が、現在の教育基本法は平成18年に改正されたという説明をされました。昭和22年にで きた教育基本法は、社会教育と家庭教育を分けていなかったんです。平成18年の改正で社 会教育の中にあった家庭教育を独立させ、家庭教育と社会教育を別々の条文にしたんです よね。

その意味では、社会教育関係は大変だと思います。公民館長が先ほどからいろいろおっしゃっているけども、実際は大変だと思います。

そこで、教育長にお願いです。今回、松戸市は市長部局及び教育委員会の組織を変更しました。家庭教育が大事だということは皆さんわかっている。だけど、今までのしきたりで、社会教育の中の家庭教育という位置づけというその流れがどうもまだ残っている危険がある。松戸市は、社会教育と家庭教育をそれぞれ分けて独立して考えるような組織立てを検討してみてはいかがでしょうか。いつまでも公民館やその他の人にお世話になるのには限界があると思います。

山田委員 そうですね。逆に、公民館の本来の主の事業が何か遠慮しているような感じもする ところがありますね。難しいところでしょうけれども、ぜひそこのところは。

教育長 家庭教育学級担当の人員というか採用枠は、今年度から増えているんですか。

委員長 人員は2人増えましたよね。

教育長 その方々とも話はしているんですけど、家庭教育学級というか、家庭のやっぱり諸機能というのか、あるいは幼児教育も含めて力を入れるというか、そういう姿勢はもう明らか

に許可されていますので、委員長さんがおっしゃったような方向で進めていきたいと思います。

松田委員 例えば親業です。今、家庭教育の範ちゅうで議論をするとすれば2つの課題があり、 第1は子どもの自立に向けて家庭教育をどのように充実させていくか。そのために行政がど のような役割を果たすのかということです。第2には、親業を誰がどのように取り上げ育ん でいくのかということです。

ですから、今、委員長がおっしゃっていただいた方向で考えていただければ大変ありがたいことです。

委員長 恐らく他の市町村でも、この家庭教育についてはいろいろと悩んでいると思いますね。 我々がこの会議でいろいろ議論していても何かすっきりしないところがあるのと同じように、 他市町村も同様だと思います。したがって、松戸市が少し先鞭をつけて、家庭教育と社会教 育は別なんだと、それぞれが独自に考えて何らかの具体的案を出していく。

今、松田委員が親業とおっしゃった。実は親業と同時に、おやじ業も大事なんですよ。男性が家庭教育に余りかかわらなかったという、日本の伝統的なものがあります。それは男性が会社で忙しいからです。奥さんに子育てを任せている。これはとても由々しき問題なんです。そこにいきなり家庭教育が入ってきたものだから、家庭教育がどうもぼやけている。

それは、社会教育の中に入れていた、平成18年の教育基本法改正前までの姿のままでやっていたら、やっぱり限界ありますよね。そういうことですので、ここではこれ以上議論しませんが、松戸市としての新しい方向性、これを今後検討していったらちょっと違うものが見えてくる、あるいはまた違った議論ができるんじゃないかという気がします。

そんなことでいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

新委員の委嘱については、皆さん、ご異存はないと思います。

それでは、質疑及び討論を打ち切り、採決したいと思いますが、よろしいですか。

それでは、これから議案第26号を採決いたします。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第27号

委員長 次に、議案第27号です。議案第27号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第27号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、説明させていただきます。

松戸市スポーツ推進審議会委員の任期が、平成25年5月31日をもって満了することに伴いまして、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、新任4人、再任6人、計10人を委嘱するため提案いたすものでございます。

なお、任期につきましては、平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間でございます。

松戸市スポーツ推進審議会委員委嘱者につきましては、資料の2ページが委員の名簿となっております。委員の内訳でございますが、男性が7名、女性が3名でございます。

新任の委員ですけれども、名簿の一番上、松戸市体育協会から理事長の岡本和久さんが選出されました。

次に、名簿の4番目でございますが、松戸青年会議所から富永佳明さんが選出されました。 次に、その下、5番目です。小中学校体育連盟から松戸支部支部長の猪狩惠司さんが選出 されました。

最後に、下から2番目でございます。松戸市体育協会から評議員の小倉和江さんが選出されました。

残りの6名の方については再任でございます。

以上、雑駁ですけれども説明とさせていただきます。

委員長 議案第27号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論を行います。

山田委員 スポーツ推進審議会ということで、これも恐らく委嘱をした内容についてご審議いただくんでしょうけど、スポーツ振興全般についてご審議をいただくことと思われますが、 実際に運営されている中での会議の開催状況、あるいは議題の状況について教えていただきたいのと、新任という方につきましては、同じ役職といいますか、団体からこの方が出されたというふうに理解してよろしいでしょうか。教えてください。

スポーツ課長 まず、審議会の役割ということですけれども、市長または松戸市の教育委員会

から諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査、審議をしていただくと。 それらの事項に関して、市長または教育委員会に建議するということになってございます。

それで、過去の審議会の会議の経過でございますけれども、平成24年度は1回開催されております。その内容でございますが、スポーツ関係の事業といたしまして、平成23年度、24年度の予算の比較とか、23年度の事業報告、それから24年度の事業計画、それからもう一点が保健体育課関係事業、これの予算の比較とか、23年度の事業の報告、24年度の事業の計画ということでございます。

それから、新任の委員の方の前任者と同じ団体かということでございますけれども、同じ 団体からご推薦をいただいております。

山田委員 ありがとうございました。

内容につきまして、今お聞きしているところですと、主に運営状況についてチェックをしていると、決算あるいは予算を比較しながらこれらの動きをチェックしているというふうなことが中心のような気がいたしました。実際、年に2回ですか。

スポーツ課長 昨年は年に1回です。

山田委員 1回だけ。どれだけ深い議論ができるかはわかりませんが、市で置いている、委嘱をしているこの方々の力を出していただきますように、向こうから建議をするという役割もあるというお話ありましたので、今度マラソンを、スポーツマラソン20キロ、そんな形で行いたいということで今ご準備されていると思いますけれども、いろんな意味で新たなことを、できるだけアイデア、知恵を集めてお金をかけずにできることはまだまだあると思いますので、ぜひ民間の方の力を出していただけますように運営方よろしくお願いしたいと思います。事務局としてお願いしたいというふうに思います。

あと、この新任の、ちょっと私、たまたま知っている方なんですけど、青年会議所の「富 永佳明」の「佳」という字、木へんじゃないかと思う。これは字句について確認をしていた だいてお願いします。木へんで「よしあき」と読ませると思うので。間違っていたら。

それとあと、公益社団に今年の1月からなっていると思うので、団体名のところの確認な んですけれども。

スポーツ課長 後ほど確認させていただきます。

委員長 ありがとうございました。

今、山田委員がおっしゃいましたが、法人については、上2つは一般財団法人、一般社団 法人とあって、4番目に社団法人とあります。松戸青年会議所も、一般社団法人法ができて 5年以内で変えているかもしれないし、まだ変えていないかもしれないと。

山田委員 変えました。

委員長 変えたとすればその法人形態は何でしょうか。

山田委員 まだその届けがされていないんだと思うので。

委員長 後ろのほうにも一般がついているのがありますので、公益性があるかあるいは一般法 人かということの区別は、ここでもきちっとしておいてほしいという趣旨です。

スポーツ課長 今、社団法人関係につきましては、一般、公益、確認をさせていただきます。 それからもう一点、山田委員から指摘がございましたけれども、「富永佳明」さんの 「佳」ですが、木へんでございます。申しわけございません。

山田委員 じゃ、修正ということでいいですね。

スポーツ課長はい、修正をお願いいたします。すみません。

委員長 肩書について質問してよろしいですか。一番上の方は理事長とありますね。以前は、 会長という方がここのメンバーでした。今は理事長でよろしいんですか。

スポーツ課長 はい。今現在、理事長でございます。

委員長 それから、医師会の方は代表になっています。以前は医師会の会長になっていましたが、これでよろしいんですか。

山田委員 医師会を代表してとなっている。

委員長 となると、我々の理解は違うと思いますね。会長なのか、代表なのかというのは法律 的には違うと思います。これは公式文書ですので、そこは正確にお願いします。

スポーツ課長 松戸医師会の代表者は会長でございますが、柳澤正敏さんという方が会長でご ざいます。

委員長 で、この方の役職は。

スポーツ課長 から推薦いただいた、医師会としての代表として推薦をいただいたということです。

委員長 それはいいんですけど、そういう表現になるんでしょうか。従来の倣いだと、大体役職名で書いていますね。代表というのは役職名ではありませんから、そこのところをどういうふうに今後統一するかです。

つまり、商工会議所もそうです。前は会頭の方でした。今度は代表として来られた方です。 青年会議所もそうです。今度は理事長ではなくて、代表とされる方が来られるというふうに、 以前と表記が違います。そこに何かあるかという意味です。 ほかはみんな、評議員、副会長、会長、支部長というふうになっていますが、代表という 方が何人かおられるので、確認しているわけです。

スポーツ課長 役職名というのは、ちょっと代表とは関係ございませんけれども。

委員長 そうですね。

スポーツ課長 医師会から推薦をしていただいたということで、医師会の代表としてということで、役職名とは関係ございませんので、この代表というのは。

委員長 そうすると、医師会の会員ということになります。

商工会議所のこの方は。

スポーツ課長 商工会議所も同じでございます。

山田委員 副会頭ですね。

委員長 副会頭であれば、その役職を入れておけばよいのに代表となっています。なぜそうしたかということとをお聞きしたかったわけです。松戸の教育には従来そういう形での表記になっているので、今回違うのはなぜかという質問です。

スポーツ課長 なぜ違うかと、特にそういった理由はございませんので、表記の仕方が以前と ちょっと違っていたということで、今後訂正させていただきたいと思います。

委員長 そうですね。統一したほういいような気がします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第27号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたしたいと 思います。

議案第27号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議はございません」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第28号

委員長 次に、議案第28号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育研究所長 議案第28号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」、ご説明

いたします。

提案理由につきましては、松戸市心身障害児就学指導委員会条例第4条に規定されている 委員の任期満了に伴い、2年目ごとの委嘱替えの時期に当たるため、新たに委員の委嘱をお 諮りするものでございます。

2ページに委員の一覧がございます。

教育委員会事務局職員については、再任でございます。

特別支援学級設置校校長代表は、梶間美江子稔台小学校校長が新任でございます。

学級担任等については、水嶋淳一第一中学校教頭。石井裕子松飛台小学校教頭が特別支援 学級設置校の教頭として新任でございます。

その他の学級担任等の委員については、知的、言語、自閉症・情緒障害特別支援学級の担任となっております。いずれも再任でございます。

専門医師については、辰巳憲委員、市川秀一委員が継続でございます。前久場川委員の後任は、医師会のご推薦により丸山博委員が再任でございます。

学識経験者については、鐸木祥生県立つくし特別支援学校長、それから児童福祉施設職員 として青木聡美柏児童相談所診断指導課長を新たにお願いするものでございます。

任期は、平成25年6月7日から平成27年6月6日までの2年間でございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

これより議案第28号についての質疑及び討論に入ります。

山田委員 続けて質問させていただいて申しわけないんですが、この委員会の役割について、 概略を教えていただければと思います。といいますのは、私もこの教育委員会をお手伝いさ せていただくということを知っている方々、特にご自身のお子様の進学について親御さんか ら、普通学級に入りたいんだけどどうかとか、どの学校はどうかとかとよく聞かれるんです。 私は、もちろん詳細についてはわかりませんので教育委員会に相談してもらったほうがいい というようなことをお答えをするしかない。それはそれでしかるべき行政事務としてちゃん とご案内されていると思うんですが。

ここの恐らく専門家、学識経験者含めて各方面からお集まりのこの委員会が、何らかそういったなかなか悩ましいケース、いろんな個別のケースについてご助言いただいているんだろうと想像しますが、どのような委員会を開催されて、どのように検討がされているのかちょっとお聞きします。

お願いします。

教育研究所長 委員会開催までには、教育研究所の相談員、ふれあい22に研究所の臨床心理 士が相談員として派遣されておりますが、その相談員と保護者またはお子様も含めて相談さ せていただいて、その保護者の意思が固まった段階で就学指導委員会というところにお諮り させていただいております。その委員会においては、保護者の進学への意思、それを表明し ていただく場としてやっております。その中でいろんなお話をさせていただいた後に、この 委員会の中で判定をさせていただいているというところでございます。

基本的なところでは、やはり保護者の意思を尊重させていただいているという現状でございます。

- **山田委員** わかりました。じゃ、運用上は、教育研究所の相談員が綿密な相談を行い、情報提供を行うのは相談員のほうの役割と。この委員会のほうでは判定をすると。その意思をお聞きした上で、ではこうしましょうという最適な学校選択の判定をするということですね。 どれぐらい開かれているんですか。
- 教育研究所長 年間10回、昨年度の件数は60件でございます。
- **山田委員** 60件というのは、それぞれ特別支援学級等に進学する生徒の数よりは当然少ないわけで、ここにかからないで決まる方もいるということですか。
- **教育研究所長** はい。こちらにかけているケースとしましては、小学校それから中学校に入学するお子さんの知的障害特別支援学級または県立の学校等に入学するお子様を中心に就学指導委員会にかけております。そのほかに、情緒障害特別支援学級等については通級等もありますので、就学指導委員会にかけますと非常に膨大な数になりますので、現在はかけておりません。
- 山田委員 ありがとうございました。
- **委員長** ただいまのご説明の中で、相談員という言葉が出てきました。条例では、委員会に専 門事項を調査するため調査員を置くという表現があります。調査員とは違う方が相談員とし ておられるということですか。
- **教育研究所長** ここの調査員につきましては、先ほど就学指導委員会の判定をする中で、2年間の経過観察というケースが出てくる場合がございます。保護者の希望だけでは、やはりもう少し経過を見ながら相談を十分やっていきましょうということで、2年間の経過観察をつけていくお子様もいらっしゃいますので、そのお子様の調査を継続してやっていただく方を調査員としてお願いしております。

それとは別に、研究所の相談員は臨床心理士として検査等もやっていただいて、保護者の 相談に乗っていただいているというところでございます。

委員長 ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第28号の質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

議案第28号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第29号

委員長 次に、議案第29号「平成26年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 議案第29号「平成26年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」、承認を求めます。

提案理由は、1ページに記載のとおりでございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、小学校及び中学校の教科用図書は4年間は同一の教科用図書を採択することから、平成26年度は平成25年度と同じ教科用図書を使用することになります。ただし、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては、検定教科書の規定から除かれるため毎年採択されることになりますので、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について承認をいただくものでございます。

引き続き、議案の2ページをごらんください。採択の方針につきまして、ご説明させてい ただきます。

- 1、目的。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、松戸市教育委員会が平成26年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することでございます。
- 2、採択の基本方針。松戸市と同じ採択地区、東葛飾西部採択地区と申しますが、について、教育目標の実現に寄与するために用いられる教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、東葛飾西部採択地区内にある市と協議の上、種

目ごとに同一のものを採択するものとします。

3、協議規約の遵守。協議規約につきましては、4ページ、5ページに記載のとおりでご ざいます。変更点はございません。

なお、平成25年度の協議会事務局は流山市となります。

- 4、協議会の委員につきましては、記載のとおりでございます。
- 5、候補図書の公表。各委員が推薦した候補図書についての公表はしないものといたします。
- 6、採択図書の決定。協議会が種目ごとに選定した教科用図書については、松戸市教育委員会議でこれを採択いたします。
 - 7、情報開示につきましては、記載のとおりでございます。

なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点は、内容について7項目、組織・配列について3項目、表現2項目、造本2項目で、詳細につきましては3ページ記載のとおりでございます。

以上、平成26年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について、承認を求めます。

以上でございます。

委員長 議案第29号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

昨年度と特に大きな変更はないということです。しかも今回の教科用図書の選択について は、特に大きなものはないわけですね。

指導課長 はい。附則9条本についてのみの採択でございます。

委員長 そうですね。今年度も従来どおりの基準でもって採択をしていこうというわけです。 方針等について、何かご質問ありますか。

松田委員 まず、表題が「松戸市教科用図書採択」となっていますが、こうなると高等学校も 当然含まれるわけなのですが、小中学校だけが取り上げられている理由を教えていただきた い。高等学校はどのように扱われているのか。このタイトルですと、高等学校は別途定める などの文言が必要ではないかと考えるものです。

もう一点質問です。5番目に、各委員の推薦内容については公表しないと書いてあります。 そして、7番目に情報開示として、教科書を採択するまでは開示しないということなんですが、公開と開示をどのように使い分けて項目を分けているのか、ご説明をいただきたい。 指導課長 1点目の高等学校につきましては、高等学校の校長に権限がございます。きょう、 ここでご承認を求めますものは、松戸市立小中学校が使用する附則9条本についての承認で ございます。

それから、2点目の公開と開示の問題ですけれども、各委員が推薦した候補図書についての公表はしないということで、公表はしないという規定でございます。それから、開示につきましては、一定期間を経た後の開示ということで、結論が出てからの開示ということの規定でございます。

以上でございます。

松田委員 ちょっとよくわからないので質問を変えます。表題として小中学校と限定しないのはなぜでしょう。あるいは義務教育諸学校としてもよろしいかもしれません。つまり、この表題は、松戸市の学校で使うもの全てについて書きますよという、そういうタイトルになっているわけですね。中身が小中学校に限られているので、なぜ表題として小中学校と限定しないのか、あるいはこの文章でいくと、高等学校という項目を設けて高等学校は別なんだよと定めたほうが、私としては方針としては一貫している気がしています。

それから、公表と開示についての意味の違いといいますか、その辺もう少しお願いできますでしょうか。

指導課長 まず、今回の提案は、提案理由にありますように、義務教育諸学校の教科用図書の 無償措置法に関する法律に基づいた提案でございますので、高等学校につきましては、小中 学校という記載はございませんけれども、提案理由の大もとになる法律が義務教育、小中学 校ということでこのような表現を使わせていただいております。

公表と開示につきましては、どういうふうにご説明していいかちょっとよくわかりませんが、公表については個人の心情などがかかわるものではないかと考えておるところでございます。開示につきましては、一定期間を経た後の決定後の開示ということで理解してございます。

以上でございます。

松田委員 まず第1点目ですけれども、教科書については、地教行法の23条6号で教育委員会で扱うことになっていますので、いかに高等学校においては学校長に権限があるものであっても、やはり一貫した方針というものを定めるべきではないかと思います。

それから、公表と開示ですけれども、概念が違うからこのように項目を別立てにしたのだ と思います。後で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。

- 委員長 最初の表題については慣行的なものもありますね。
- **教育長** これまでの流れからして、東葛全体でやっていた時代とか、こうやって分かれて、3 市で合同でしているので、その3市のすり合わせとかあったのだと思います。その辺も含めて確認をしていただきたいと思います。
- **委員長** 松戸市の学校教育で使用される教科書等全てを含むものではないんだけれども、この 表題だとどうもそういう言葉の含意があるんじゃないかという、そういうご疑問ですよね。
- **山田委員** 松田委員がおっしゃっているのは、高校教科書まで見通した採択方針というものであっていいんじゃないかという、そういうご意見で。あれ、高校の教科書ってここでやりますよね。

瀧田委員 毎年しています。

- **山田委員** 先ほどの、みんなで集まる、東葛だったり3市だったりが集まるという歴史的な流れ上そうなっているから、採択方針を各地で共通のもので決めてきて、それで持ち寄ると。 高校のほうは、採択方針というものではなくて、個別にここで選定作業を行うので、その方針というものはここに入れていないんじゃないかという背景があるんじゃないかというのをよく調べてみる、それも含めて。
- **教育長** 3市、要するにほかの2つの市については市立高校というのは無いんですね。ですから、その辺を含めて。
- **委員長** 慣行的な言葉の使い方であるということ、それから1から7の中身をみれば、これは「松戸市義務教育学校使用教科用図書」ということが当然見てとれる。丁寧に言えば、そういうことなんでしょうね。だけど慣行としてこういう表現で従来審議しているとご理解ください。

それから、公表と開示の、特に法律上の意味はよく知りませんが、開示というのは、要求 されればディスクロージャーしなければいけないということを前提とするものですね。公表 は、主体的にそれを発表するということですね。その違いはあると思います。

したがって、各委員が推薦した候補図書については、主体的にそれは発表はしません。したがって、たとえ開示請求があってもこれはしませんということですね。最終的には、情報開示については7の基準に従う。松戸市にも情報開示条例がありますので、そういった前提で請求があればそれをお知らせするという意味内容でどうでしょうか。

松田委員 すみません、しつこくて申し訳ないんですが、5番目に公表しないというふうになっていて、そのことが7番目に書いてないわけです。そうすると、議事録か何かの開示請求

があったら開示するのかどうかということなんです。

委員長 なるほど。それはどうでしょう。

指導課長 その規定によりますと、各委員が推薦した候補図書については公表しないということです。 7番の開示につきましては、協議会で示された文書、協議会の協議を経たものという理解をしております。

以上でございます。

委員長 したがって、協議会で示された文書や選出された委員の職や氏名等については、一定 の期限が過ぎた場合には全て開示する。ただし、それが5番目の各委員が推薦した候補図書 がどれかについては、これは開示はしない。そういう文章のつながりと理解していいですね。

松田委員 申し訳ありません。そうすると、7番目ですね、これについては開示しないということになっていますので、これ以外のものは開示するわけですね。これについては、これこれまで開示しないということになっていますので、それ以外のものは全て開示請求があったらその時点で開示するということになるわけですね。そうすると、この委員が推薦した図書については、当然議事録等が残ってまいりますので、積極的に公表はしないけれどもオープンにはするんだと。オープンというのはおかしいかもしれませんが、開示請求があったら開示するというふうに考えてよろしいのかどうかということです。

委員長 恐らく、協議会に提示された文書の中には、各委員が推薦した候補図書という意味で のそういう書面はないんだと思いますね。いかがでしょう。

指導課長 はい、そうです。

委員長 したがって、ご質問の裏は恐らく出てこない。

松田委員 ということは、なぜ5番があるのかということなんですが。

委員長 いかがでしょうか。余り特定の候補者と特定の図書が特定される形で一般的になるのは好ましくないという精神のあらわれなのかどうかですね。

指導課長 今、委員長さんがおっしゃったとおりだと思います。

委員長 そうですか。これも慣行として従来そういうふうにやっているわけですね。松田委員 はこれを公表すべきだという趣旨ではない、特にそうわけではないんですね。

松田委員 そういうわけではありません。文章的なつながりの問題です。公開と開示の間に6 番が入ってきて、流れが途切れてしまっています。不自然な流れになっているものですから、5 条と7条に分けたことに何か理由があるとすれば、それを教えていただこうと考えたものです。 ご検討いただければそれで結構ですので、よろしくお願いいたします。 委員長 恐らく5は必要ないんじゃないかというふうな含みもあると思います。

山田委員 主体が違いますよね。協議会が持っている情報であって、教育委員会は直接持っていないですよね、誰が何するって。

委員長 ないです。

山田委員 持ってないですよ。公表しようが、本来ないんで、あえてするというね。

委員長 中身についての議論の再検討ですから、それは多いに結構です。したがって、この点は他市も同じ中身で議論していると思いますので、もう一度確認してみてください。

ほかにいかがでしょう。

もしなければ、これで議案第29号についての質疑及び討論は終結し、採決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、議案第29号を採決いたします。

議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第30号

委員長 次に、議案第30号です。「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたし ます。

ご説明願います。

保健体育課長 議案第30号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校 薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について」、ご説明いたします。

松戸市の学校医等の公務災害補償に関しましては、平成24年4月より千葉県市町村総合事務組合による学校医等に対する公務災害補償業務の共同処理とさせていただいております。 平成24年度は経過措置として条例を残してありましたが、過去からの事例もなく1年が経過したため、このたび条例を廃止するものです。

なお、補償基準につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償の基準を定める政令の規定の例によることとなっておりますので、条例で定めている 場合と補償に差はございません。 以上、議案第30号についての説明になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。 **委員長** ありがとうございました。

議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

これについては特に、不利益変更はないということですので、いかがでしょう、採決して もよろしいですか。

それでは、これから議案第30号を採決いたします。

議案第30号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

事務局から何か報告等ございますか。

指導課長 ご報告1件させていただきます。

廃校となった学校の窓ガラスを割ったとして、14日に千葉県警松戸署は、建造物侵入と器物損壊の疑いで松戸市内の中学校3年生少年2人を逮捕いたしました。逮捕容疑は、4月26日の夜から27日の未明の間に、市内中矢切の旧県立松戸矢切高等学校の敷地内に侵入し、校舎1階の窓ガラスを18枚割ったということでございます。

現在、警察で取り調べを行っている最中で、詳細の情報が余り漏れてまいりませんが、以上、一報としてご報告させていただきます。

委員長 そうですか、ちょっと残念なご報告ですが、何かご質問ありますか。教育長、何かコメントありますか。

教育長 いえ、まだ今、警察で調べているところです。

委員長 警察の調査を待つしかない。ちょっと残念ですけど、仕方ないですね。

山田委員 市内の中学生なの。

指導課長 はい、そうです。

山田委員 建物自体の管理というのは、今あれはどこがされているのか。

指導課長 千葉県立向陽高等学校が矢切高等学校の校舎を管理しております。

山田委員 では県が、機関としては向陽高校が管理していると。

委員長 よろしいですか。

そのほかの報告事項をどうぞ。

学務課長 ご報告申し上げます。

4月25日付の各紙で報道がなされましたが、横浜市で起きました山口あいりさんの件に関しまして、本市とのかかわりにつきましてご説明申し上げたいと思います。

亡くなったあいりさんの母親は居所を転々としておりましたが、その中の1カ所として本市も該当しておりました。期間につきましては、平成23年6月2日から平成24年4月12日までのおよそ10カ月間でございます。本市としましては、就学児前ということで、10月1日に住民基本台帳より就学に関係している児童の名簿を作成いたしますが、そこでまだ住民票がありましたので、学齢簿には記載されました。その後、11月に各小学校ごとに就学前健診を行います。その通知もお出ししましたが、当日は無断での欠席ということで、校長の指示のもと教頭がその住所に出向いたところ、生活の実態がないということが判明しました。ただ、入学式が4月9日でしたので、それまでは繰り返し訪問を重ね、また、教頭の退勤路にありましたので、明かりがついているかどうかをほぼ毎日のように目視しておりましたが、一切居住の実態がないという状況には変わりませんでした。

入学式が4月9日で、その12日には秦野市のほうへの転居手続が済みましたので、本市と してもそちらのほうで入学をするものと思い、居所不明の児童のリストからは削除いたしま した。

なお、これまでも、11月中に行われる就学前診断の際の無断欠席はほぼ200名おりました。 入学児童は3,600名から700名ですので、その中の200名が無断の欠席ということで、入学式 までかけて繰り返し訪問及び督促の通知等を出しまして、その200名居所不明のうち20名前 後までには入学時までは絞られておりました。

内容としては、私学への入学、そして外国籍における海外への帰国、それからDVにおける居所を移動できないということでの他自治体からの連絡等々がありますが、およそ20名前後が最終的には残ります。それにつきましても、6月、7月までの追跡調査においてはほぼ全員判明しておりました。

今回のケースにつきましても、リストには最後の20名前後には残ってしまいましたので、 引き続き調査を繰り返す矢先の転出届でしたので、本市としてはここまでということで調査 の打ち切りをしたという経緯がございます。その後は、報道にあったとおりでございます。 ご報告ということでさせていただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

何か特にご質問ありますか。

- **松田委員** 新聞報道なんかによりますと、転居先にこのことを知らせなかったのではないかと いうようなことが報道されていたわけですけれども、そういうシステムというのは何か確立 されているのでしょうか。
- **学務課長** これまでは、今申しましたように、入学前に居所不明で生活の実態のないものにつきましては、転出先には報告をしなければならないという規則はございませんでしたので、今回もそれに準じてやらせていただきました。ただ、今回の件は重く受けとめておりますので、今、学務課だけではできることではございませんから、子ども部にあります子ども家庭相談課というところで、今後のこういう事案についてどう対処するか、今、協議を重ねているところでございます。
- **松田委員** システムとしては現存していないということですね。わかりました。ありがとうご ざいます。
- **委員長** 先ほどの議論にも関連しますが、家庭のあり方、家庭教育のあり方、日本の一般家庭における親子のあり方というのが少しずつやっぱり変化している、以前とは変わっている。それに対して、義務教育を担当する教育委員会、学校関係者はどこまでその中に入っていけるか、極めて難しい点もあります。しかし、子供の人権を教育委員会や義務教育関係者は守っている訳ですから、こういう不幸なケースはできるだけ避けたいものですよね。しかし限界もある。ご報告では精いっぱいのことをやっていただいたように受けとめましたけれども、極めて残念な事例です。

委員の皆さん、何かございますか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

- **教育企画課長** 平成25年6月定例会の関係でございますが、平成25年6月20日木曜日、午後2 時から、こちら5階会議室で開催してはいかがかと考えておりますが。
- 委員長 よろしゅうございますか。

それでは確認しますが、次回教育委員会会議は、平成25年6月20日木曜日、午後2時から、 教育委員会5階会議室にて開催ということです。 ______

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成25年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員

開会	平成25年5月16日 (木) 14時00分 閉 会 平成25年5月16日 (木) 15時					20分
署名委員	委員長 關 英昭		委	員 瀧田	泰子	
出席委員	委員長 關 英昭		委	: 負 八	田賢明	\bigcirc
	委員長職務代理者 瀧田泰子	0	委	· 負 山	田達郎	\circ
氏名	委 員 松田素行	\circ	孝	有長 伊	藤純一	\bigcirc
出席職員	内訳別紙のとおり					
提出議案	内訳別紙のとおり					
特記事項						

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成25年5月定例教育委員会

M.	立[7]	みてど 脳夕	氏	名	N.	如细夕 及	71、 104 夕	氏	Þ
No.	部課名 及	X U` 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	11,	石	No.	部課名 及	い 戦石 	IV.	名 ——
1	生涯学習部	部長	青柳	洋一	21				
2	学校教育部	部長	遠藤	雅彦	22				
3	教育企画課	課長	渡部	俊典	23				
4	IJ	参事補	山口	明	24				
5	IJ	課長補佐	中野	幸子	25				
6	IJ	主幹	小宮	光生	26				
7	"	主査	藤中	孝一	27				
8	IJ	主任主事	橋本	欣之	28				
9	公民館	館長	鈴田	正則	29				
10	IJ	館長補佐	夏井	寿	30				
11	スポーツ課	課長	米本	恭輔	31				
12	IJ	課長補佐	齊藤	健司	32				
13	教育研究所	所長	大井	徹	33				
14	IJ	所長補佐	小澤	英明	34				
15	指導課	課長	相磯	克典	35				
16	IJ.	課長補佐	山口	昌郎	36				
17	保健体育課	課長	加藤	博之	37				
18	IJ.	課長補佐	石井	和行	38				
19	11	主事	藤井	大輔	39				
20	学務課	課長	泉晴	行	40				